

生成 AI サービス提供事業者の 著作権侵害責任について

— 広州インターネット裁判所判決（2024年2月8日）を手がかりに —

豊橋技術科学大学総合教育院准教授 蔡 万里



要 約

画像生成 AI 技術の商業的利用の普及につれ、AI 生成物の著作物性や生成過程における著作権侵害問題などに関する議論が盛んになった。日本においては、文化審議会著作権分科会法制度小委員会より令和 6 年 2 月 29 日に「AI と著作権に関する考え方について（素案）」が公表され、AI と著作権をめぐる諸論点について一定の法的考え方が整理されたものの、法的拘束力のある判決例が乏しい。一方、中国に目を転じれば、2023 年 8 月 15 日に、「生成式人工知能サービス管理暫定弁法」が国家インターネット情報弁公室（CAC）等中央 7 省庁の連名で公表・施行された後、2024 年 2 月 8 日に、当該暫定弁法に基づき、AI 生成物の著作権侵害並びに生成 AI サービス提供事業者の損害賠償責任を認めた判決が下された。本稿は、日中比較の視点から、生成 AI サービス提供事業者の侵害責任の論点に焦点を当てて検討を加えるものである。

目次

1. 中国における提供者の侵害責任についての考え方
 1. 1 「合法的な出所」の抗弁
 1. 2 「通知－削除」のセーフハーバ・ルール
 1. 3 NFT 著作権侵害事件判決における事前審査義務（2022 年 12 月）
 1. 4 「生成式人工知能サービス管理暫定弁法」の定め（2023 年 8 月）
 1. 5 「中華人民共和国人工知能法（学者推薦稿）」の定め（2024 年 3 月）
2. 広州インターネット裁判所判決（2024 年 2 月）
 2. 1 事案の経緯
 2. 2 主な争点
 2. 3 裁判所の判断
 2. 4 検討
3. 文化庁「素案」における考え方（2024 年 2 月）
4. おわりに

1. 中国における提供者の侵害責任についての考え方

1. 1 「合法的な出所」の抗弁

中国においては、コンピュータソフトウェアの著作権侵害をめぐる裁判で、「合法的な出所」の抗弁が被告の損害賠償責任を免れるための有力な抗弁手段の一つである。即ち、合法的な出所の抗弁が成立する場合、被告は侵害行為停止の責任を負うものの、損害賠償の責任を負わない。その法的根拠となるのは、2001 年 12 月制定、2013 年 1 月改正のコンピュータプログラム保護条例第 28 条⁽¹⁾、第 30 条⁽²⁾及び 2021 年 6 月施行の改正著作権法第 59 条 1 項⁽³⁾である。また、合法的な出所の抗弁を認めた二つの最高裁判所判決⁽⁴⁾の判旨が既に下級審裁判所に対して手本を示すものとしてまとめられた『最高人民法院知識産権法廷裁判要旨（2019）』に収録されことから、合法的な出所の抗弁についてその裁判実務上の重要性が窺える。

コンピュータソフトウェアの著作権侵害責任についての「合法的な出所」の抗弁を成立させるためには、侵害者の「善意」である、即ち、係るソフトウェアの複製物が権利侵害物であることについて「知らない」又は「知るべ

きでない」ことを前提とし、客観的に見て、当該ソフトウェアの複製物について合法的な出所があることを立証しなければならない。また、「合法的な出所」の定義について、「合法的な販売ルートを通じて、通常の売買契約等の正常な取引方法により製品を獲得することをいう。合法的な出所を主張することにあたっては、使用者、販売の申出人又は販売者が取引慣習に合致する関連証拠を提出しなければならない。」⁽⁵⁾と解釈されている。

しかし、上記法的根拠である改正著作権法第 59 条 1 項の規定ぶりからすると、コンピュータソフトウェアの著作権侵害をめぐる裁判で合法的な出所の抗弁の適用範囲がかなり限定的であることがわかる。即ち、当該抗弁の適用対象はあくまでコンピュータソフトウェアの複製物の「発行」行為又は「貸与」行為にのみ及ぶ。なお、この「発行」又は「貸与」のいずれも有体物の媒体に固定する形でその複製物を公衆に提供するものと解釈されていることから、ソフトウェア利用サービスをネットワークを通じて公衆に提供する行為について、「合法的な出所」の抗弁を直接に適用することが難しいと考えられる。

1. 2 「通知－削除」のセーフハーバ・ルール

ソフトウェア利用サービスをネットワークを通じて公衆に提供する行為についての著作権侵害の責任を明文化したのは、2006 年公布、2013 年改正の「情報ネットワーク伝達権保護条例」（以下「条例」をいう。）である。条例の基本考え方としては、一般的に、膨大なネットワークコンテンツの運用コストを鑑み、インターネットにおけるサービス提供事業者（以下「サービス提供者」をいう。）が一般利用者による著作権侵害行為に対して事前審査義務を負わないものとしている。そこで、条例第 14 条⁽⁶⁾、15 条⁽⁷⁾（所謂「通知－削除」のセーフハーバ・ルール）においては、サービス提供者が権利者からの書面による被疑侵害コンテンツ又はリンクの削除を求める「通知」を受けた場合にのみ、一定の合理的な措置を講じる義務を負うことと定められている。これにより、特定の侵害コンテンツ又はリンクについて権利者からの書面による通知を受けた後、サービス提供者は、当該侵害コンテンツ又はリンクを「削除」したりして合理的な措置を講じた場合は、著作権侵害の責任を負わないとされている。ただし、条例の適用対象として、①ネットワークへの自動接続・自動転送サービス提供者、②自動保存・自動提供サービス提供者、③情報保存スペース提供者、④検索・リンクサービス提供者といった 4 種類のサービス提供者に限定されている。

1. 3 NFT 著作権侵害事件判決における事前審査義務（2022 年 12 月）

2022 年 12 月、中国初の NFT⁽⁸⁾プラットフォーム運営事業者の著作権侵害責任をめぐる裁判⁽⁹⁾で、裁判所は、NFT プラットフォーム事業者が従来（上記 4 種類）のネットワークサービス提供者とは異なり、新型ネットワークサービス提供者に当たると判断したうえで、「そのネットワークサービスを提供する過程において著作権侵害行為発生の可能性を予見し、合理的措置を講じることにより著作権侵害行為の発生を予防すべき」と判示し、また、「一般的ネットワークサービス提供者より程度の高い注意義務を負うべきである。…一般的ネットワークサービス提供者が負うべき義務のほか、NFT プラットフォームの運営者として、NFT 作品の鑄造段階から効果的な知的財産権審査メカニズムを整え、デジタル作品の合法性を審査すべきである」と述べ、即ち、従来の「通知－削除」の事後対応のみでなく、予防措置としての事前審査仕組みの構築もサービス提供者に義務づけられた。更に、事前審査について、判決は「証拠をもって、明らかに著作権者又は係る権利を有する者であることを証明できない者を排除でき、その権利の存在可能性を通常の理性人に信じさせる」程度の基準、即ち、「一般可能性」と呼ばれる事前審査基準を判示した。

本件 NFT プラットフォーム事業者の法的責任をめぐる裁判で、従来のネットワークサービス提供者に適用される「通知－削除」のセーフハーバ・ルールの適用が認められず、侵害予防措置としての事前審査仕組みの構築などより高い注意義務が課されたことで注目を集めた。

1. 4 「生成式人工知能サービス管理暫定弁法」の定め（2023 年 8 月）

生成 AI の利用に伴う正確性、安全性、著作権、個人情報、秘密情報等に関する諸問題への対応に関して、中国

の国家インターネット情報弁公室（CAC）は一般広く意見募集（2023年4月11日－5月10日）を経て、2023年7月10日に、他の中央6部門（省庁）と共同で「生成式人工知能サービス管理暫定弁法」（以下「生成 AI 管理弁法」をいう。）を公布し、同年8月15日に施行した。これは、中国初の専ら生成 AI の利用等を対象とする法令である。

この法令において、生成 AI サービスの提供に関わる事業者の注意義務について主に次に掲げるものが明記されている。

- ①法令遵守、知的財産権尊重等義務（4条⁽¹⁰⁾）
- ②適法なデータ利用、適切な機械学習を行う義務（7条⁽¹¹⁾）
- ③利用者と利用契約を締結し、双方の権利義務を明確にする義務（9条⁽¹²⁾）
- ④権利者からの苦情や通報への迅速対応義務（11条⁽¹³⁾、15条⁽¹⁴⁾）
- ⑤画像や動画等の生成物に AI 生成であることのマークを付ける義務（12条⁽¹⁵⁾）
- ⑥違法コンテンツの削除等義務（14条1項⁽¹⁶⁾）
- ⑦著作権侵害行為に対し警告やサービス制限・停止等措置を講じる義務（14条2項⁽¹⁷⁾）

これにより、①の一般的法令遵守義務の他、従来のサービス提供者の事後注意義務（④、⑥、⑦）を維持することに加え、②、③、⑤が生成 AI サービスの提供に関わる事業者を対象に課された事前予防や混乱防止義務であることがわかる。

しかし、ここで注意すべきところを言っておくと、当該生成 AI 管理弁法における法的責任の主体に関する規定ぶりをみると、即ち「生成式 AI サービス提供者」と「生成式 AI サービス利用者」の二者のみが規定されていることが分かる。また、生成 AI 管理弁法 22 条 2 項において、「生成式 AI サービス提供者とは、生成式 AI 技術を用いて生成式 AI サービスを提供する（アプリケーションプログラミングインタフェースの提供等による生成式 AI サービスの提供を含む）組織又は個人のことをいう。」と定義されていることから、この法令にいう「生成式 AI サービス提供者」が、一つの広義上の包括的概念であり、一般にいう「AI 開発事業者」と「AI サービス提供者」の両方を指すということになる。即ち、生成 AI 管理弁法が、AI 開発事業者と AI サービス提供者を区別せず、合わせて「提供者」と規定していることについて注意しておく必要があると考える。

1. 5 「中華人民共和国人工知能法（学者推薦稿）」の定め（2024年3月）

人工知能の開発や利用の法規制を巡る議論が世界範囲で盛んになっている中、人工知能を包括的に規制する世界初の法的枠組みである“Artificial Intelligence Act”法案（欧州 AI 法）が欧州議会本会議で 2024 年 3 月 13 日に可決されたことに次いで、その三日後の 2024 年 3 月 16 日に、中華人民共和国人工知能法（学者推薦稿）（以下「推薦稿」をいう。）が公布された。法的拘束力をもたないものの、学術界ないし産業界における人工知能の法規制をめぐる考え方のまとめとして、今後の立法作業に一定の影響を与えるものと見られる。推薦稿は 96 の条文で構成されているが、そのうち AI サービス提供者の義務や責任について明示されたのが主に次のとおりである。

- ①利用者の適切な利用を促すための導引義務（46条2項⁽¹⁸⁾）
- ②違法コンテンツの生成防止措置義務（47条2項⁽¹⁹⁾）
- ③ AI 情報のマーク付け義務（48条⁽²⁰⁾）
- ④サービス提供者の過失の帰責原則（85条⁽²¹⁾）
- ⑤使用者の過失の帰責原則（86条⁽²²⁾）
- ⑥サービス提供者のセーフハーバ・ルール（87条⁽²³⁾）
- ⑦ AI サービスに対して保険をかけた場合の保険者の保険責任（91条⁽²⁴⁾）

AI サービス提供者に関わる注意義務や法的責任について、2023 年施行の生成 AI サービス管理弁法の定めるところと比較すると、事前予防義務としての①の「利用者の適切な利用を促すための導引義務」がより詳細的に定められたほか、⑦の権利侵害についての保険をかけた場合の賠償金の支払に関する保険者の保険責任についての規定が初めて導入された点で注目されるポイントになるかと思われる。なお、④、⑤の民法上の過失責任の原則や、⑥

の「通知－削除」のセーフハーバ・ルールなど、過去の法令等に定められた原則や規則についてその適用が改めて明文より確認されたに過ぎないことから、今までのサービス提供者の責任についての基本的考え方とは大きな変更がないと言えよう。

2. 広州インターネット裁判所判決（2024年2月）

2.1 事案の経緯⁽²⁵⁾

原告は、ウルトラマン（奥特曼）シリーズの著作権について、2019年4月から2021年3月にかけて著作権者である（日本）株式会社円谷プロダクションとそれぞれ「授権契約」及び六の「補充授権契約」を締結した。「授権契約」には、係る作品および作品の名称、キャラクターの名称、標識符号、道具等の複製権、自動公衆送信権、翻案権及びこれらの権利を維持する権利を、2024年3月31日を授権期限、中国大陸を授権範囲として、原告に授与する旨が記載されている。

本件ウルトラマンシリーズ作品の中、特に争いとなったのが「ウルトラマンティガ複合型」の作品であり、その主な特徴は次の通りである（判決文参照）。

- ・体全体は銀色を基調とし、赤、青、黄のラインで覆われている。
- ・中心には水晶から口に向かって伸びる一本の線があり、両目は左右対称の楕円形で、縫合線の両側に横たわっている。
- ・首と胸は同じ赤色で、上胸から下胸にかけてV字形の細長い体型になっており、中央には三本の銀色と二本の黄色のラインが交互に入れ違い、上下の青い模様と合わさって、両肩から胸全体を包むU字形の胸当てになっている。
- ・上腹部は広がった翼の形をしたV字形の銀色のラインで覆われている。
- ・全体的にはH字形の赤色のラインが両肋骨から下腹部、そして大腿部の両側から膝関節まで広がっている。
- ・青いラインは脇の下から肋骨、腰、大腿部の両側から膝関節まで延びている。
- ・膝関節の正面は上部が長く、下部が短い菱形の銀色のラインで覆われており、両ふくらはぎの内側には赤色のライン、外側には青色のラインがある。



ウルトラマンティガ複合型
(判決文より)

被告は、Tab（仮名）ウェブサイトを経営するいわゆる生成 AI サービス提供事業者にあたるが、判決においてその名前及び運営するウェブサイトの名称が明記されていない。本件被告が運営している Tab ウェブサイトには、AI 会話及び AI 画像生成機能がある。本件 AI 画像生成機能に関して、裁判所は次の事実を認定した。

- ・利用者の入力（Prompt）に基づいて関わる画像を生成することができる。
- ・Tab の AI 画像生成機能は会員特典の一つである。利用者が会員資格を購入すると、一定額の「計算力」が贈呈され、この「計算力」は AI 画像生成などに使用できる。AI 画像生成を 1 回ごとに利用するたびに、3 つの「計算力」が消費される。一度「計算力」が使い果たされると、利用者がチャージする必要がある。

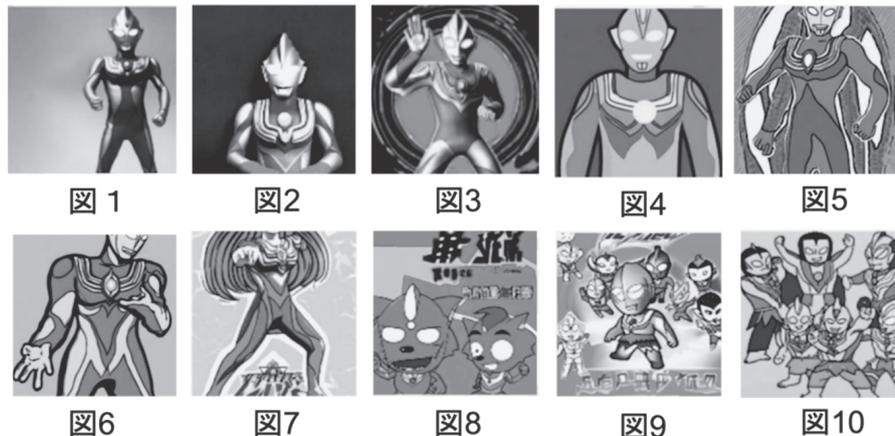
2023年12月下旬、原告は、被告の Tab ウェブサイトにおいて、次のように、ウルトラマンの姿と同一又は類似する画像を生成することができることを発覚した。

- ・Tab の AI 画像生成モジュールのダイアログボックスに、「ウルトラマンを生成」のテキストを入力（Prompt）

すると、ウルトラマンの姿と一致する画像が生成エリアに表示された。

・画像生成モジュールのダイアログボックスに「ウルトラマンと長髪を繋ぎ合わせる」を入力すると、長い髪をしているウルトラマンの画像が生成エリアに表示された。

・画像生成モジュールのダイアログボックスに「イラスト風のウルトラマンを生成」を入力すると、イラスト風のウルトラマンの姿の特徴を有する画像が生成エリアに表示された。



Tab 生成の主な係争画像のスクリーンショット（判決文より）

原告は、上記生成画像に係るウルトラマンの著作権（複製権・翻案権・自動公衆送信権）を侵害したものであるとして、被告に対し次の判決を求めて広州インターネット裁判所に訴訟を起こした。

①被告がウルトラマンの著作権を侵害する画像の生成を直ちに停止し、且つ係るウルトラマンの素材を被告の学習用データセットから削除せよ。

②被告が原告の受けた経済的損害を賠償し、権利侵害を止めるための合理的支出 30 万元を支払え。

③被告が本件訴訟の費用を負担せよ。

なお、本稿の検討の焦点と密接な関係のある次の事実も裁判所によって判明された（下線は筆者による、以下同じ）。

・本件被告は生成 AI サービス提供事業者に該当するが、訴外第三者と「注文契約」を締結し、当該第三者クラウドプラットフォームのバックエンドでアプリケーション・プログラミング・インタフェース（API）を通じて連携する形で本件 AI サービスを提供しているため、本件被告自身がウルトラマンの素材を使用して学習データセット構築のための学習データの収集・加工等の行為は一切行っていなかった。これらの事実を証明するため、被告は訴外第三者と締結した「注文契約」及び、当該第三者のクラウドサービスバックエンドでの呼び出しインターフェース情報、当該第三者のクラウドプラットフォーム利用者契約のスクリーンショット等を添付して証拠とした。

・被告は本件の召喚状および関連資料を受け取った後、ウルトラマンの姿に関わる画像が生成されないように、Tab ウェブサイトにキーワードフィルタリング等の著作権侵害予防対策を施した。法廷審理中、Tab ウェブサイトの AI 画像生成モジュールのダイアログボックスに「ウルトラマン」を含むキーワードを入力すると、「あなたの送信した情報には不適切な内容が含まれています」と表示され、画像生成エリアには何も生成されなかった。しかし、ダイアログボックスに「ティガ」と入力すると、Tab の AI 画像生成モジュールが依然として、係争のウルトラマンティガ複合型と類似する画像を生成した。

2. 2 主な争点

争点一、被告が原告の複製権、翻案権、自動公衆送信権を侵害したのか。

争点二、著作権侵害に該当する場合、被告がいかなる民事責任を負うべきか。

2. 3 裁判所の判断

争点一について、本稿検討の主な対象ではないが、結論から言うと、上記 Tab 生成の係争画像のうち、図 1～図 3 については、それらの次に掲げた特徴から、ウルトラマンティガ複合型の作品との「実質的類似性」⁽²⁶⁾及び依拠性が認められ、複製権侵害に当たると判断された。

・水晶から口に向かって一筋の中心線が伸び、両目は楕円形の卵型で左右対称に配置されており、縫合線の両側に広がっている。

- ・上胸部と胸の上部から中央に向かって底部が盛り上がり、表示灯が設置されている。
- ・肩から胸全体を包む U 字型の胸当てには、交互に数本のストライプが入っている。
- ・全身が銀色で覆われ、赤などの色のラインが施されている。

図 4～図 10 については、裁判所は、「前述のウルトラマンティガ複合型の作品の創作的表現を部分的に保持し、且つその創作的表現を保持したうえで新たな特徴を形成した。」と述べ、翻案権侵害に当たると判断した。

なお、自動公衆送信権侵害の有無について、裁判所は判断をしなかった。

争点二、即ち、本件被告の侵害責任の問題である。裁判所は、原告の差止請求及び損害賠償請求についてそれぞれ次のように判示した。

(1) 差止請求について

裁判所は、2023 年 8 月に施行された生成 AI 管理弁法第 22 条 2 項及び第 14 条 1 項の定めるところより、次の通り判示した。

「本件において、被告はサービス提供者として、係るウルトラマンの作品の著作権を侵害したものである。故に、被告は侵害行為の停止、即ち生成の停止の責任を負うべきである。被告が主張する AI 画像生成サービスが第三者によって提供されたものであり、そのため被告が責任を負わないという抗弁については、本裁判所は認めない。

生成式人工知能の技術原理に基づき、一定の技術的予防措置を講じない場合、被告が運営する Tab は依然として本件ウルトラマンの作品と実質的類似性を有する画像を生成することができるため、原告の被告に対する生成停止の請求は、本裁判所は支持する。即ち、被告は、本件ウルトラマンの作品と実質的類似性を有する画像の生成を停止するための技術的予防措置を講じるべきである。

本件において、被告は既にキーワードフィルタリングなどの措置を講じており、関わる画像の生成を停止し、且つ一定の効果を達成している。しかしながら、法廷審理中、原告および被告の両者の立会いのもとで、Tab ウェブサイトに、ウルトラマンに関連する他のキーワード、例えば「ティガ」を入力すると、依然としてウルトラマンティガ複合型の作品と実質的類似性を有する画像が生成される。したがって、被告はキーワードフィルタリングなどの更なる措置を講じ、係るウルトラマンの作品と実質的類似性を有する画像を生成し続けないような予防措置をとるべきであり、その予防措置の程度は、ユーザーがウルトラマン関連のキーワードを正常に入力しても、係るウルトラマンの作品と実質的類似性を有する画像が生成されないようにするべきである。

原告が被告に対し、係るウルトラマン素材を学習データセットから削除する請求については、被告が実際にモデルの学習行為を行っていないため、本裁判所はこの請求を支持しない。」

(2) 損害賠償責任について

損害賠償責任を負うためには、被告の過失の有無について検討しなければならない。裁判所は、生成 AI 管理弁法の関連規定に基づいて、被告が生成 AI サービス提供事業者としての「合理的注意義務」を尽さなかったとして、過失を認めた。その根拠を次のとおりに示した。

第一に、苦情・通報の仕組みを作っていないこと。生成 AI 管理弁法第 15 条より、生成 AI サービス提供事業者には公衆からの苦情・通報を適時に受理する義務があると定めている。しかし、本件被告の運営する Tab ウェブサイトには苦情・通報を受理する仕組みが構築されておらず、権利者等は苦情申し立てにより著作権の保護を図ることができない。

第二に、潜在的リスクの警告を行ってないこと。生成 AI 管理弁法第 4 条に基づいて、生成 AI サービス提供者にはユーザーに対して著作権侵害等のリスクの警告を行う義務があると解釈される。しかし、本件被告は、AI サービス提供者としてサービス規約等の方法により、利用者に他人の著作権等を侵害しないよう促していない。

第三に、AI 生成であることを明示していないこと。生成 AI 管理弁法第 12 条より、AI 生成されたコンテンツには、AI 生成であることの明確な表示をしなければならない旨を定めている。しかし、本件被告は、AI 生成画像に関する明確な表示を欠いており、表示義務を尽くしていない。

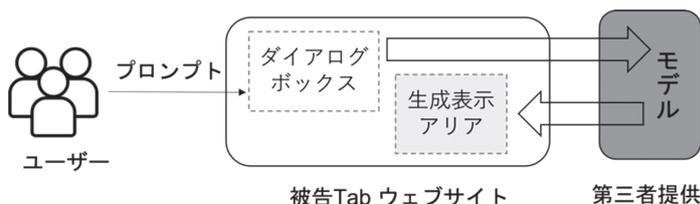
上記を総合すると、被告は上記注意義務を尽くしており、主観的過失があり、権利侵害行為についての賠償責任を負うべきであると、判示した。

賠償額について、本件においては、原告の受けた経済的損害額及び被告の得た利益のいずれも証拠できていないため、裁判所は、次の諸事項を考慮し、情状酌量として計 10000 人民元（約 20 万円）を相当な損害額として認定した。

- ・ウルトラマンシリーズが高い市場知名度を有すること。
- ・裁判手続中において、被告が積極的に技術的予防措置をとっており、且つ一定の侵害予防効果を達成したこと。
- ・被告 Tab ウェブサイト生成した係争画像がユーザーのみ向けであり、その影響範囲が限定的であること。
- ・原告には権利維持のための支出があり、その支出の合理性、必要性を考慮すること。

2. 4 検討

判決からは、本件被告が訴外第三者と注文契約を締結し、当該第三者クラウドプラットフォームのバックエンドで API を通じて本件 AI 生成サービスを提供していることが分かる。言い換えれば、被告自身が基盤モデルの作成や AI 学習用データセットの構築などに関与しておらず、被告の Tab ウェブサイト自体も直接的「生成」機能を持っていない。本件判決は、被告及び被告の運営しているウェブサイトがいずれも仮名であり、また訴外第三者（AI 開発事業者か AI サービス提供事業者か）に関する情報も一切触れていなかったが、技術的観点から見れば、本件被告が行ったのが、下記の図で示した通り、あくまで UI（ユーザー・インターフェイス）を一つの「殻（シェル）」として構築し、それに第三者と契約した学習済みモデルの API を組み込んで、ユーザーが被告の Tab ウェブサイトにおいて利用者の目線からモデルと対話できるようにすることに過ぎないと推察できる。



また、本件判決の論述に見逃された点でもあるが、本件ウルトラマンの著作権を侵害する画像の生成は、被告 Tab ウェブサイトそのものが行ったものではない。即ち、本件利用者が既存のウルトラマンの類似物の生成を意図して入力（プロンプト）してはじめて既存の著作物の類似物を生成させたわけである。このような事情を考えると、本件著作権侵害についての主観的心理状態に当たる「故意又は過失」、並びに客観的侵害行為にあたる入力（プロンプト）の両方とも本件利用者によるものであると考えられる。

本件被告の権利侵害についての損害賠償の責任の有無について、前述のコンピュータソフトウェア保護条例及び関わる最高裁判所知的財産法廷裁判要旨（2019）に示されたソフトウェアの著作権侵害に関わる「合法的な出所」の抗弁の論理が直接本件事件に適用するのが難しいかもしれないが、当該制度の趣旨から考えると、①本件利用されたソフトウェア自体が権利侵害品でなく正規のものであり、侵害品の生成は利用者が既存の著作物の類似物の生成を意図して指示（入力）することによるものであることから、本件被告が本件権利侵害について「善意」であることを推察できる。②本件被告が上流のモデル提供者（第三者）と締結した注文契約を裁判所に提出したことから、本件ソフトウェア自体の「合法的な出所」が認められるべきであると思われる。これらの事情に加え、損害賠償請求について侵害者の故意または過失の存在が必要であるという民法の基本的考え方を鑑み、本件判決に認めら

れた被告の損害賠償責任について更なる検討する余地があると考えられる。

また、2013年改正の情報ネットワーク伝達権保護条例に定められた、「通知－削除」のセーフハーバ・ルールが本件被告に適用できるかが問題でもあるが、前述のとおり、本件被告が関わる権利侵害の「通知」を受けた後、すでに本件ウルトラマンの姿に関わる画像が生成されないように、キーワードフィルタリング等の著作権侵害予防対策を施した。しかも、法廷審理中、被告 Tab ウェブサイトのダイアログボックスに「ウルトラマン」を含むキーワードを入力する場合、「あなたの送信した情報には不適切な内容が含まれています」と表示され、画像生成エリアに何も生成されなかったことから、被告がすでに合理的範囲において技術的予防措置を取ったと考えられる。にもかかわらず、本件被告の損害賠償責任が認められた法的根拠となったのは、主に2023年8月に施行された生成 AI 管理弁法に定められた「提供者」の注意義務である。しかし、前述のとおり、生成 AI 管理弁法には、「AI 開発事業者」と「AI サービス事業者」の両者を区別されておらず、そこに課された「注意義務」がそれぞれ誰に対する義務なのかをはっきりされていない。また、判決においても、本件のような、既存の著作物の類似物の生成を意図して指示（入力）する利用者と、下流の AI サービス提供者と、上流のモデル提供者の三者間の責任分担について全く議論していないことから、本件被告のような狭義上の「AI サービス提供者」が損害賠償請求の対象となる結論についての論理的説明が足りないと言わざるを得ない。

3. 文化庁「素案」における考え方（2024年2月）

日本において生成 AI サービス提供者の侵害責任の是非をめぐる裁判例が未だ確認されていないものの、2024年2月29日に文化審議会著作権分科会法制度小委員会より作成された「AI と著作権に関する考え方について（素案）」（以下「素案」をいう。）に言及されている「侵害行為の責任主体について」のところの記述を見ると、即ち（以下「素案」から引用）、

「①ある特定の生成 AI を用いた場合、侵害物が高頻度で生成される場合は、事業者が侵害主体と評価される可能性が高まるものと考えられる。②事業者が、生成 AI の開発・提供に当たり、当該生成 AI が既存の著作物の類似物を生成する蓋然性の高さを認識しているにも関わらず、当該類似物の生成を抑止する措置を取っていない場合、事業者が侵害主体と評価される可能性が高まるものと考えられる。③事業者が、生成 AI の開発・提供に当たり、当該生成 AI が既存の著作物の類似物を生成することを防止する措置を取っている場合、事業者が侵害主体と評価される可能性は低くなるものと考えられる。④当該生成 AI が、事業者により上記の③の手段を施されたものであるなど侵害物が高頻度で生成されるようなものでない場合においては、たとえ、AI 利用者が既存の著作物の類似物の生成を意図して生成 AI にプロンプト入力するなどの指示を行い、侵害物が生成されたとしても、事業者が侵害主体と評価される可能性は低くなるものと考えられる。」

また、AI サービス提供者が規範的行為主体として著作権侵害の責任を負う場合において、「侵害に対する措置について」の考え方について次のように示されている。即ち（以下「素案」から引用）、

「差止請求については、故意及び過失の有無を問わず可能とされている。これに対して、損害賠償請求については侵害者に故意又は過失が認められることが必要であり…。AI 開発事業者又は AI サービス提供事業者が規範的行為主体として著作権侵害の責任を負う場合において、侵害物を生成した生成 AI について、当該生成 AI による生成によって更なる著作権侵害が生じる蓋然性が高いといえる場合には、当該 AI 開発事業者又は AI サービス提供事業者に対して、当該生成 AI による著作権侵害の予防に必要な措置を請求することができると考えられる。この点に関して、侵害の予防に必要な措置としては、当該侵害の行為に係る著作物等の類似物が生成されないよう、例えば、①特定のプロンプト入力については、生成をしないといった措置、あるいは、②当該生成 AI の学習に用いられた著作物の類似物を生成しないといった措置等の、生成 AI に対する技術的な制限を付す方法などが考えられる。」

AI サービス提供者の侵害責任について、「素案」は、民法上の過失責任の原則の適用を確認したうえで、規範的行為主体として AI サービス提供者が著作権侵害の責任を負う場合においても、侵害に対する措置として、主に「侵害の予防に必要な措置」や特定の著作物の「類似物の生成を抑制する措置」を取るなどといった差止請求に関

わる措置に留まり、損害賠償請求の対象となるか又はどのような場面で損害賠償請求の対象になるかについては明言していない。

4. おわりに

前述の中国における 2022 年 12 月に言い渡された NFT プラットフォーム運営事業者の著作権侵害責任をめぐる裁判及び、2024 年 2 月に言い渡された生成 AI サービス提供者の著作権侵害責任をめぐる裁判の二つの判決を関連して見てみると、いずれも中国の下級審判決にあたるが、インターネット上の新型サービス提供事業者の著作権侵害責任を認定することにあたっては、事業者が著作権侵害の予防措置を十分に取っていない場合には、中国の裁判所が、損害賠償請求の対象となるまで当該サービス提供事業者に対して厳しい判断を下す傾向があることがわかる。

一方、上記文化庁「素案」に示された考え方を中国で起きた事件に当てはまると、所定の AI サービス提供者がすでに関わる著作物の類似物の生成を予防する措置を取っており、しかも生成予防の効果も見られたなどの事情から、結論から言うと、AI サービス提供者に対して、権利者の苦情や通報に対応する仕組みの構築や一般利用者に対する潜在的リスクの警告などの予防措置命令を出すことが可能であると考えられるが、損害賠償の対象となることが考えられにくいと思われる。

ただ、ネットワーク空間には国境がないことから、中国で起きた事件は場合によって日本法を準拠法とされる可能性もあれば、同様、今後日本で起きた事件であっても、場合によって中国法が適用される可能性も否定できない。中国の裁判所が下した判決を念頭に置いて、生成 AI サービス提供者として万全を期すためには、上記 2023 年 8 月に施行された生成 AI サービス管理弁法に定められる諸事前及び事後注意義務を理解しておくと共に、中国人工知能法の制定動向にも留意した方がよいのではと考えられる。とはいうものの、生成 AI サービス提供者が、生成 AI サービスを一般利用者へ広く提供することにより、AI サービスの社会的普及並びに AI 技術の更なる発展を促す重要な役割を担うと共に、社会経済の成長にも大きく寄与すること⁽²⁷⁾を鑑み、生成 AI サービス提供者の法的責任を判断するに際して、過酷なリスク負担をかけず、AI サービス提供事業を萎縮させないように配慮を配ることも重要であることが本稿の立場である。

(注)

- (1) 中華人民共和国コンピュータソフトウェア保護条例第 28 条「ソフトウェアの複製物の出版者又は製作者が、その出版又は製作が適法に授権されたことを証明することができない場合、若しくはソフトウェア複製物の発行者又は貸与を行う者が、その発行又は貸与した複製物について合法的な出所があることを証明することができない場合には、法的責任を負わなければならない。」
- (2) 中華人民共和国コンピュータソフトウェア保護条例第 30 条「ソフトウェアの複製物の所有者は、当該ソフトウェアが権利侵害複製物であることを知らず、且つ知るべきである合理的理由がないときは、賠償責任を負わない。但し、使用を停止し、当該侵害複製物を廃棄しなければならない。当該侵害複製物使用停止又は廃棄が複製物の使用者に重大な損失を及ぼすときは、複製物の使用者は、ソフトウェア著作権者に合理的費用を支払った後、引き続き使用することができる。」
- (3) 中華人民共和国著作権法第 59 条 1 項「複製物の出版者又は製作者が、その出版又は製作が適法に授権されたことを証明することができない場合、若しくは複製物の発行者又は視聴覚的著作物、コンピュータ・ソフトウェア及び録音物又は録画物の複製物の貸与を行う者がその発行又は貸与した複製物について合法的な出所があることを証明することができない場合には、法的責任を負わなければならない。」
- (4) 参照：中華人民共和国《最高人民法院知識産権法廷裁判要旨（2019）》に収録された「（2019）最高法知民終 118 号」事件及び「（2019）最高法知民終 25 号」事件。
- (5) 参照：「最高人民法院より専利権侵害紛争案件の審理における法律の適用の若干問題に関する解釈（二）」（2016 年）第 25 条。
- (6) 情報ネットワーク伝達権保護条例第 14 条 柱書「権利者は、情報保存スペース又は検索・リンクサービスを提供するネットワークサービス提供者から提供される作品、実演、録音録画製品が自己の情報ネットワーク伝達権を侵害している、若しくは自己の権利管理電子情報が削除又は改変されていると考えた場合、当該ネットワークサービス提供者に書面による通知を出し、ネットワークサービス提供者に当該作品、実演、録音、録画の削除又は当該作品、実演、録音、録画のリンクの切断を請求することができる。」
- (7) 情報ネットワーク伝達権保護条例第 15 条「ネットワークサービス提供者は権利者の通知書を受領した後、速やかに権利侵害の疑いのある作品、実演、録音録画を削除し、又は権利侵害の疑いのある作品、実演、録音録画のリンクを切断しなければならない。」

また、同時に、通知書を作品、実演、録音録画を提供したサービス対象者に転送するものとする。サービス対象者のウェブアドレスが不明で転送することができない場合、通知書の内容を同時に情報ネットワーク上で公告しなければならない。」

- (8) NFT (Non-Fungible Token 非代替性トークン) は、ブロックチェーン技術を基盤にして作成された代替不可能なデジタルデータのことであり、仮想通貨とも言われるが、中国においては、「数字藏品」(デジタル・コレクション)と呼ばれる。
- (9) 一審：杭州インターネット法院 (2022 浙 0192 民初 1008 号) 2022 年 4 月 22 日判決言い渡し。二審：杭州市中級人民法院 (2022 浙 01 民終 5272 号) 2022 年 12 月 30 日判決言い渡し。
- (10) 生成式 AI サービス利用暫定弁法第 4 条柱書「生成式 AI サービスを提供し、使用するには、法律、行政法規を遵守し、社会の公德と倫理道徳を尊重し、以下の規定を遵守しなければならない。」
- (11) 生成式 AI サービス管理暫定弁法第 7 条「生成式 AI サービスの提供者 (以下「提供者」という。) は、法律に従い、事前トレーニング、トレーニング最適化及びその他のトレーニングデータの処理活動を行い、次に掲げる規定を遵守しなければならない。(一) 合法的な出所のあるデータ及びベースモデルを使用すること (二) 他人の知的財産権を侵害しないこと (三) 個人情報に関わる場合、本人の同意を得る又は法令の規定に従うこと (四) トレーニングデータの真実性、正確性、客観性及び多様性を高めること (五) 「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」、「中華人民共和国データセキュリティ法」、「中華人民共和国個人情報保護法」等の法律及び行政法規その他の関連規定」
- (12) 生成式 AI サービス管理暫定弁法第 9 条「提供者は、法律に従い、ネットワーク情報コンテンツ製作者の責任を負い、ネットワーク情報セキュリティ確保の義務を果たさなければならない。個人情報に関わる場合、法令に基づき、個人情報処理者の責任を負い、個人情報保護義務を果たさなければならない。提供者は、生成式 AI サービスの利用登録を行う利用者 (以下、利用者という。) との間で、双方の権利義務を明記した利用契約を締結しなければならない。」
- (13) 生成式 AI サービス管理暫定弁法第 11 条「提供者は、法令に従い、利用者の入力情報及び利用記録を保護する義務を果たし、不必要な個人情報を収集せず、利用者を特定できる入力情報及び利用記録を不正に保持せず、利用者の入力情報及び利用記録を不正に他者に提供しないものとする。提供者は、法令に従い、本人からの個人情報の照会、複写、訂正、追加、削除等の求めに速やかに応じ、対応しなければならない。」
- (14) 生成式 AI サービス管理暫定弁法第 15 条「提供者は、苦情又は通報の仕組みを構築し、利便的な苦情又は通報ポータルを設置し、処理プロセスとフィードバック期限を公表し、公衆の苦情又は通報を適時に受理し結果をフィードバックしなければならない。」
- (15) 生成式 AI サービス管理暫定弁法第 12 条「提供者は、「インターネット情報サービスの深度合成管理規定」に基づき、生成された写真又は動画等のコンテンツにマークを付さなければならない。」
- (16) 生成式 AI サービス管理暫定弁法第 14 条 1 項「提供者は、違法なコンテンツを発見した場合、速やかに生成停止、送信停止、削除等の措置を講じ、モデル最適化、学習トレーニング等の是正措置を講じ、関係主管部門に報告しなければならない。」
- (17) 生成式 AI サービス管理暫定弁法第 14 条 2 項「提供者は、利用者が生成式 AI サービスを利用して違法行為を行っていることを発見した場合、法令に基づき、警告、機能制限、サービス停止等の処分措置を講じ、関連記録を保存し、関係主管部門に報告しなければならない。」
- (18) 中華人民共和国人工知能法 (学者推薦稿) 第 46 条 2 項「人工知能提供者は、適当な方法でサービスの適合な対象利用者や用途等を明確にし、利用者が安全的、科学的、理性的に AI サービスを利用するよう指導しなければならない。利用者が人工知能サービスを利用して違法な行為を行ったことを発見した場合、速やかに警告、機能制限、サービス停止等の対応措置を講じ、関連記録を保存し、人工知能主管部門に報告しなければならない。」
- (19) 中華人民共和国人工知能法 (学者推薦稿) 第 47 条 2 項「人工知能サービス提供者は、虚偽、有害等の違法な情報の生成を防止する措置を講じ、違法なコンテンツを発見した場合、速やかに生成停止、送信停止、削除等の処理措置を取り、人工知能主管部門に報告しなければならない。」
- (20) 中華人民共和国人工知能法 (学者推薦稿) 第 48 条「人工知能提供者は、製品又はサービスの内容に適切な位置や場所に暗黙のマークを追加し、暗黙のマークの情報の出所を追跡する仕組みを確立し、その読み取り可能性と安全性を確保しなければならない。人工知能製品やサービスが公衆の混乱や誤認を招く可能性がある場合、提供者は、製品又はサービスの内容に影響を与えない程度の明示的なマークを追加する技術的手段を講じ、人工知能製品又はサービスの必要な情報を公衆に顕著な方法で提示しなければならない。いかなる組織又は個人が技術的手段をもって人工知能製品又はサービスに合法的に追加されたマークを削除、改竄、秘匿をしてはいけない。」
- (21) 中華人民共和国人工知能法 (学者推薦稿) 第 85 条「提供者は、人工知能製品又はサービスが他人に損害を与え、本法に規定する義務を尽くさなかった場合、権利侵害の責任を負うべきである。重要な人工知能製品やサービスが他者に損害を与えた場合、提供者が自己に過失がないことを証明できない場合、侵害責任を負わなければならない。法律が損害賠償の上限を規定している場合は、その規定に従うが、重要な人工知能の開発者又は提供者に故意又は重大な過失がある場合はこの限りでない。」
- (22) 中華人民共和国人工知能法 (学者推薦稿) 第 86 条「人工知能製品又はサービスを利用して他人に損害を与えた場合、利用者に過失があった場合は侵害責任を負わなければならない。人工知能の開発者又は提供者がこの法律で定められる義務を果たさなかった場合は、それに相応する侵害責任を負わなければならない。法律に別の規定がある場合、その規定に従う。」

- (23) 中華人民共和国人工知能法（学者推薦稿）第 87 条「利用者が人工知能サービスを利用して侵害行為を行った場合、権利者は、キーワードの遮断、侵害アカウントの閉鎖又は削除等の必要な措置を取るよう、人工知能サービス提供者に通知することができる。通知は、侵害成立の初歩的証拠及び権利者の真の身分情報を含まなければならない。サービス提供者は、権利者からの通知を受領した後、速やかに関わる利用者に通知を転送し、権利侵害のリスクを提示しなければならない。必要な措置を取り遅れた場合、損害の拡大部分について利用者と連帯して責任を負わなければならない。サービス提供者は、利用者が人工知能サービスを利用して他人の民事権益を侵害することを知り、又は知るべきであり、必要な措置を取らなかった場合、利用者と連帯して責任を負わなければならない。」
- (24) 中華人民共和国人工知能法（学者推薦稿）第 91 条「人工知能製品又はサービスが他者に損害を与えた場合、人工知能提供者、利用者が人工知能製品又はサービスに対して保険をかけた場合、被害者は保険者に賠償を請求することができる。保険金が不足又は保険に加入していない場合は、侵害者が賠償を行わなければならない。」
- (25) (中国) 広州インターネット裁判所 (2024) 粵 0192 民初 113 号民事判決書
- (26) 「実質的類似性」(中国語「实质性相似」・米国法「substantial similarity」) というのは、中国著作権法上の明文化された概念ではないが、解釈論上、著作権（複製権・翻案権）侵害の判断基準の一つとされている。
- (27) 総務省・経済産業省『AI 事業者ガイドライン案』（2024 年 3 月）の記述を参照。
（付記）本稿は、村田学術振興・教育財団（M23 助人 015）の助成を受けた研究成果の一部である。

(原稿受領 2024.3.26)

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
会誌編集部担当 高石 健二
同 加藤 佳史

応募資格	知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません） ※論文は未発表のものに限ります。
掲載	原則、先着順とさせていただきます。また、編集の都合上、原則「1 テーマにつき 1 原稿」とし、分割掲載や連続掲載はお断りしていますので、ご了承ください。
テーマ	知的財産に関するもの
字数	5,000 字以上～20,000 字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと ※ 400 字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
応募予告	メールにて応募予告をしてください。 ①論文の題名（仮題で可） ②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・E-mail）を明記のこと
論文送付先	日本弁理士会 広報室「パテント」担当 TEL:03-3519-2361 E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2
投稿要領・掲載基準	https://www.jpaa.or.jp/patent-posted-procedure/
選考方法	会誌編集部にて審査いたします。 審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。